

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年5月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100362 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200003 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 24 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、36 万円を 38 万円に訂正する。

平成 24 年 4 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 4 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、38 万円を 44 万円に、平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までの標準報酬月額については、36 万円を 44 万円に、平成 25 年 9 月から平成 26 年 3 月までの標準報酬月額については、38 万円を 44 万円にそれぞれ訂正する。

平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額（平成 24 年 4 月から同年 8 月までについては、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 1 日まで

請求期間の年金記録の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違しているので、給与の支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 24 年 4 月から同年 8 月までについては、請求者及び A 社が提出した賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（36 万円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 24 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、38 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 4 月から同年 8 月までの期間について、請求者の本請求内容どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 4 月から同年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、前述の賃金台帳により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、請求期間の標準報酬月額について、44 万円とすることが必要である。

なお、前述の賃金台帳によると、請求者は、訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額（平成 24 年 4 月から同年 8 月までについては、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額）を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額（平成 24 年 4 月から同年 8 月までについては、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額）を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100310 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200001 号

第 1 結論

平成 15 年 7 月及び同年 12 月について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間について、賞与が支給されていたことの証明となる賞与明細書を所持していないが、賞与を受け取ったことは記憶しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の請求期間当時の代表取締役からは回答を得られず、同社の破産手続終結時の代表取締役は、請求者の請求期間①及び②に係る賞与について、賞与支給の有無、賞与支給額、厚生年金保険料控除の有無、厚生年金保険料控除額等に関する資料を保管していない旨回答しており、請求者も請求期間①及び②の賞与に係る明細書等を所持していないことから、請求期間①及び②に係る賞与が支給されたこと、並びに賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

なお、請求者は、A 社からの賞与の支給について、基本的には同社から指定された金融機関への振込であったが、請求期間に係る賞与が振込であったか、又は現金支給であったかは分からない旨陳述しているところ、請求者が給与及び賞与の振込先として同社から指定されたとする金融機関の預金口座の取引履歴によると、平成 15 年 7 月及び同年 12 月に「A 社」からの入金記録が確認できるものの、前後の入金額と比較しても請求期間①及び②に係る賞与が支給されたことを推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における賞与の支給について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②において賞与の支給を受けていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100326 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200002 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日又は B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から平成 8 年 6 月 21 日まで

私は、平成 6 年 1 月 21 日から平成 12 年 2 月 28 日まで、販売員として A 社と B 社に継続して勤務したが、現在の年金記録では平成 6 年 12 月 1 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、平成 8 年 6 月 21 日に B 社において同被保険者資格を再度取得したことになる。この間の年金記録が確認できないため、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者の A 社における離職年月日は平成 6 年 11 月 30 日、B 社における資格取得年月日は平成 8 年 6 月 21 日とされており、当該記録はオンライン記録と符合している上、請求者は、請求期間中の平成 6 年 12 月 27 日に公共職業安定所に求職の申込みを行い、請求期間のうち、平成 7 年 4 月 3 日から同年 10 月 29 日までの期間において、雇用保険の傷病手当を受給していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の配偶者は、請求期間において C 健康保険組合（請求期間当時は、D 健康保険組合）の被保険者であったことが確認できるところ、同組合は、請求期間のうち、平成 7 年 12 月 4 日から平成 8 年 6 月 21 日までの期間において、請求者が同組合被保険者の被扶養者であった旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、A 社及び B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両社の取締役である者は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の届出状況等については、確認できる資料はなく不明である旨回答している。

加えて、オンライン記録により、請求期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録の後に B 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったものの、請求者がいずれかの事業所に勤務していたことを記憶していると回答した者はいないことから、請求者の請求期間における勤務実態について確認することができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。